第三条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「及び次条」を削る。

附則第三条中「新規則第十五条の四第一項」を「消費税法施行規則第十五条の七第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中消費税法施行規則第六条第九項の改正規定、同令第六条の二第一項第五号及び第二項の改正規定、同令第七条第一項の改正規定、同令第十条第一項各号及び第三項第三号、第十条の二第八項第四号並びに第十条の三第一項第三号の改正規定、同令第十条の八の改正規定並びに同令第十条の九の改正規定　令和五年五月一日

二　第三条の規定　令和五年十月一日

（輸入許可書等に係る電磁的記録の保存に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条第七項の規定は、この省令の施行の日以後に消費税法施行令第七十一条第三項に規定する特例輸入者が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の許可を受ける同項に規定する特例申告貨物の消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域からの引取りにつき新規則第二十七条第六項の規定を適用する場合について適用する。

○財務省令第十七号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条第二項及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十三条の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第二号中「使用して」を「使用する方法により」に、「入力」を「入力及び当該事項の情報の送信」に改め、同条第二項第二号中「同号に規定する者が、」を削り、同条第三項中「第三十四条第四項に規定する国外納付者」を「第三十四条第五項に規定する国外納付者」に改め、「（同条第一項に規定する納付書をいう。次条第一号及び第二条第二項（納付委託の対象）において同じ。）」を削り、「の法第三十四条第四項」を「の同項」に、「事項」を「こととされている事項の情報」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　法第三十四条第二項に規定する財務省令で定める方法は、前項第二号に定める方法のうち国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して国税の納付の手続を行う方法とする。

4　法第三十四条第二項に規定する財務省令で定める国税の納付の手続は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定による同項に規定する申請等（国税に関する法律の規定（法第三十四条第二項に規定する国税に関する部分に限る。）により法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書又は同令第八条第二項に規定する計算書に記載すべきこととされている事項の情報の送信に限る。）と同時に行われる同令第八条第一項の規定による納付書（法第三十四条第一項に規定する納付書をいう。第六項、次条第一号及び第二条第二項（納付委託の対象）において同じ。）に記載すべきこととされている事項の情報の送信とする。

5　法第三十四条第二項に規定する財務省令で定める金額は、一億円とする。

第十条の二中「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第十一条の二第一項中「第六十六条第四項」を「第六十六条第五項」に改め、同条第五項中「第六十六条第四項第一号」を「第六十六条第五項第一号」に改め、同条第六項中「第六十六条第四項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第一条の三の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における改正後の国税通則法施行規則第一条の三第五項の規定の適用については、同項中「一億円」とあるのは、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間については「千万円」と、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間については「三千万円」とする。

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

3　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六十条第二項中「第三十四条第四項」を「第三十四条第五項」に改める。